

三朝町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年9月3日

三朝町長

三朝町規則第16号

三朝町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

三朝町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（令和7年三朝町条例第11号）の施行期日は、令和7年9月3日とする。